

# 国公立高等学校等奨学のための給付金の 申請手続きについて

## 制度概要

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、府内に在住する低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、返還不要の現金を支給します。

## 支給対象となる要件

令和6年7月1日現在において、次の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 保護者等(親権者等)全員の**令和6年度**道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が**非課税(0円)の世帯**又は**生活保護(生業扶助)受給世帯**であること。
- ② 保護者等(親権者等)が**大阪府内に住所を有していること**。(※1)
- ③ 生徒が就学支援金の支給を受ける資格を有する者、又は高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の補助対象者となる者であること。
- ④ 生徒が国公立の高等学校等に在学しており、原則、令和6年7月1日現在において休学していないこと。(大阪府外の国公立高等学校等も対象です。)
- ⑥ 生徒が、平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学していること。  
(平成27年4月1日以降に第2学年に、平成28年4月1日以降に第2・3学年に編転入学している生徒を含みます。)

※1 大阪府外に在住している場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。  
保護者等のうち一方のみが大阪府外に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯に限り、大阪府に申請できます。

- ⑦ 保護者等(親権者等)が海外赴任等で日本国内に住所を有しておらず、住民税の所得割額が確認できない場合は対象外です。  
⑧ 児童養護施設に入所している生徒や里親に養育されている生徒で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、この給付金の対象となりません。

## 支給金額

区分	対象生徒の区分	給付金額		
		全日制・定時制	通信制	専攻科
1	生活保護(生業扶助)受給世帯に扶養されている生徒	32,300円		
2	道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯 区分3に該当する兄弟姉妹のいない生徒	122,100円	50,500円	
3	生徒と同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹がa・bのいずれかに該当する場合(※2 ※3) a 兄・姉が高等学校等に在学する場合 b 中学校や高等学校(全日制・定時制)に在学していない兄弟姉妹が、15歳以上23歳未満(平成13年7月3日～平成21年7月1日生まれ)の場合	143,700円		

※2 年齢及び扶養者の状況は令和6年7月1日現在で判断します。

※3 保護者等(親権者等)以外に扶養されている場合は、上表の兄弟姉妹には該当しません。  
(保護者等は、就学支援金での考え方と同じです。)

## 申請に必要な書類

下記表の書類を、学校の定める期日までに提出してください。

	申請書	生活保護 受給証明書	課税証明書等 (※4)	通帳等の 写し	在学証明書
区分1:生活保護受給世帯	●	●	—	●	▲(※5)
区分2:非課税世帯(第1子)	●	—	●	●	▲(※5)
区分3:非課税世帯(第2子)	●	—	●	●	▲(※5、6)

※4 次の①～③のいずれかの書類です。(令和6年度のものが必要です。)

①市町村民税・府民税 課税(非課税)証明書の原本 (※税の申告をしてから発行してもらってください)

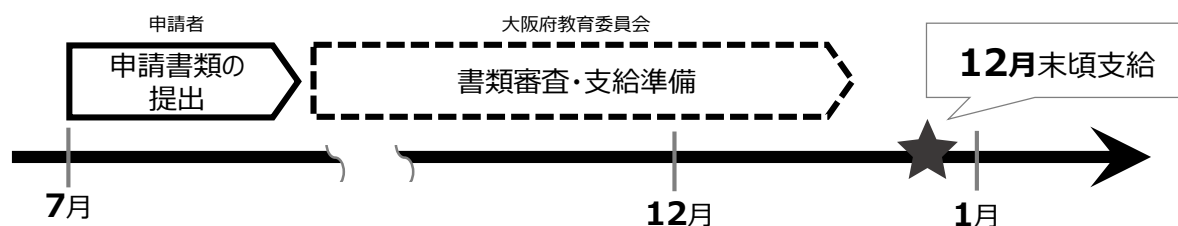
②市町村民税・府民税 特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)のコピー (※分割せず1枚の紙に収まるように印刷してください)

③市町村民税・府民税 納税通知書のコピー (※複数ページに渡る場合は、全ページのコピーが必要です)

※5 国立高等学校等又は大阪府外の公立高等学校等に在学する生徒で、お通いの学校を介さず直接申請を行う場合、**生徒本人の在学証明書(令和6年7月1日現在の在学を確認できるもの)**が必要です(在学証明書の様式は大阪府HPよりダウンロードできます)。

※6 兄弟姉妹が「高等学校等に在学する23歳以上の兄姉」又は「通信制の高等学校等に在学している弟妹」である場合、**兄弟姉妹の在学証明書(令和6年7月1日現在の在学を確認できるもの)**が必要です。

## 申請から支給までの流れ



### ●申請期限 令和6年7月12日(金)

●審査結果や振込日については、12月中旬頃に給付金決定通知書をお渡しの予定です。

Ⓣ 申請書の提出遅れや不備があった場合、支給日も遅れる可能性があります。

●学校徴収金に未納又は未収金がある場合は、**給付金を充当して相殺**します。

## お問合せ先

### 【提出期限や、提出に必要な書類などに関すること】

大阪府立西寝屋川高等学校 事務室 TEL:072-828-6700

### 【制度の概要などに関すること】

大阪府ホームページ「大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/>

### 【AIチャットボットで相談する】

高等学校等の学費支援

<https://www.pref.osaka.lg.jp/f-iko/kocho/chatbot01.html>

### 【電話で相談する】

府民お問い合わせセンター ピピっとライン : 06-6910-8001



# 対象区分確認シート

7月1日現在において、生徒は、就学支援金の支給を受ける資格を有していますか。  
もしくは、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の補助対象ですか。

はい

いいえ

対象外です。

7月1日現在、保護者等の居住地は大阪府ですか。

はい

いいえ

両親のうち一方が府内  
もう一方が府外

世帯の生活の本拠は、大阪府内ですか。

はい

いいえ

大阪府では対象外です。  
保護者等のお住まいの  
都道府県にお問い合わせ  
ください。

7月1日現在、生徒は学校に在籍していますか。

はい

いいえ

対象外です。

7月1日現在、生活保護(生業扶助)を受給していますか。

受給している

受給していない

又は生活保護を受給しているが  
生徒が生業扶助を受けていな  
い

令和6年度の保護者等全員の道府県民税及び市町村民税の「所得割額」が非課税(0円)ですか。

はい

いいえ

対象外です。

7月1日現在、生徒が在学する高等学校等は「全日制・定時制」又は  
「通信制・専攻科」のどちらですか。

全日制・定時制

通信制・専攻科

7月1日現在、生徒には、生徒と同じ世帯で扶養されている  
次のいずれかの兄弟姉妹がいますか。

- a. 高等学校等に在学する兄・姉
- b. 中学校や高等学校等(全日制・定時制)に在学していない  
15歳以上23歳未満の兄弟姉妹

例: 支援学校生の兄弟姉妹、通信制高校生の弟・妹、  
無職の兄弟姉妹、大学生の兄弟姉妹 等

はい

いいえ

区分1

区分3

区分2

通信制・専攻科

ただし、家計急変によっ  
て収入が激減し、急変後  
1年間の収入が非課税相  
当に減少した世帯は、  
給付金の支給対象となる  
場合があります。  
「国公立高等学校等奨学  
のための給付金(家計急  
変世帯への支援)受給申  
請手続きについて」をご  
覧ください。

各区分の金額等については、P.1【支給金額】をご参照ください。